

漢代察挙制度の研究

——とくに制挙における昇進の規準をめぐって——

福井重雅

はじめに

- 一 上級官僚層に対する察挙
 - 二 下級官僚層に対する察挙
 - (一) 前歴明記の事例
 - (二) 経歴疑問の事例
 - (三) 前歴不明の事例
- おわりに

はじめに

漢代の官吏登用制度は、従来一般に郷举里選の名によって知られているが、それは大別して州郡の長官らが推す孝廉・茂才などの推挙制度と、中央や地方の高官の挙げる賢良方正・直言敦朴などの察挙制度との二つに分けられる。

前者は毎年郡国の人口に比例した一定の員数の該当者を推薦する定期的な選挙法であり、後者はいわゆる天変地異などの異常事態が発生したばあい、原則として皇帝自身が直接その候補者に策試する非定期的な選抜法であつて、それらは後世一般にそれぞれ常举（常科・歳举）と制举（制科・特举）とに區別され、通称された制度である⁽¹⁾。

これらの選挙制度のうちで、少なくとも前者の孝廉・茂才などの科目については、これまでいくつかの研究が世に問われて、その実際がかなり明らかにされてきている⁽²⁾。しかし管見によるかぎり、後者の賢良方正などの科目については、今日までそれを專一的に論究した考察が皆無に近いために、その具体的な内容については全く不明のままの状態に置かれているといつてよい。

これまで筆者は漢代全般の官吏登用制度を究明するために、この賢良方正などの制举を中心にいくつかの考察を試みてきた⁽³⁾。その結果多少なりとも明らかにされたと思われる点は、まず第一に、察举の有資格者は、前漢・後漢を通じて、原則として秩万石の丞相から二千石の郡国の守相までのいわば最高官僚層に限定されていたこと、第二に、それに対して一方の被察举者は、ひろく秩千石以下百石未満の官吏およびそれに準ずる者がその対象とされていたということである。そしてこの区分や範囲は、二三の特例や暫定措置を除くほかは、きわめて嚴格に規定され、遵守されていたことが知られる⁽⁴⁾。また第三に、漢代の官僚制度は、周知のように、秩万石から百石にいたるまでのほぼ十五等級によって累層的に構成されていたが、とくに秩比六百石と四百石との間に、一つの大きな差等が設けられていたこと、換言すれば、秩比六百石を一種の分岐点として、そこに容易に越えがたい官秩上の上下の格差が確立されていたという⁽⁵⁾ことである。論考の都合上、本稿では前者の秩千石以下六百石までの官僚を上級官僚層、秩四百石以下のそれを下級官僚層と仮称することにした。そして第四に、孝廉や茂才などを含めて、漢代の官吏登用制度においては、

推挙それ自体が重要な要素であり、絶対の規準であつて、対策の結果である上第（高第・第一）などのいわば中央における人物考査や覆試という制度は、下第という評価は例外として、あくまでも形式的・副次的な追認にすぎなかつたといふことである。⁽⁶⁾

これらの四点のほかいくつかの課題を含めて、ここで当然問題となるのは、それでは右のような秩二千石以上の察挙の主体が、秩千石以下のその客体を賢良方正などの該当者として指名したばあいに、その結果として、彼らをとどのような官位に就かせることになり得るのかといふことである。逆にいえば、ある特定の被察挙者が賢良方正などに挙用されて、新しい別の官職に任命されるさいに、そこにどのような昇進や転任の規準が設けられていたかといふ運営上の問題点である。

このような疑問に対処しつつ漢代の史料を通覧してみると、前漢では、漢書卷六五東方朔伝に、

武帝初即位、徵天下、舉方正賢良文學材力之士、待以不次之位、師古曰、不拘常次、言超擢也。四方士、多上書、言得失、自銜讒者、以千數、其不足采者、輒報聞罷。

とあり、また後漢では、後漢書卷五安帝紀の永初二年（一〇八）七月の条に、

間令公卿郡國、舉賢良方正、遠求博選、開不諱之路、冀得至謀、以鑒不逮、而所對皆循尚浮言、無卓爾異聞、其百僚及郡國吏人、有道術、明習災異陰陽之度、璇機之數者、各使指變以聞、二千石長吏、明以詔書、博衍幽隱、朕將親覽、待以不次、冀獲嘉謀、以承天誠。

とあるように、前漢・後漢を通じて、賢良方正などの人材を招致するさいの詔勅類には、しばしばこのように「待つに不次（の位）を以てす」といふ慣用的な表現が見出される。この表現は、前者の顔師古の注に、「常次に拘らず、

超擢するを言うなり」とする解釈を引用するまでもなく、制挙に登用された人物は、それによって、一定の順次によらない破格の待遇を受けるといふことを意味するものであろう。

しかしながらたとえはある特定の人物が、賢良などに詔挙されたばあい、その時点の官職とその直後に任命される官職との間には、全く何らの任官上の関連性もないのであろうか。それとも被察挙者は、察挙されたその時点から、何らかの新しいより高位の官職に抜擢されることになるはずであるが、そのさい前任の官位からさらに昇進するといふ過程の中には、少なくとも一定の規準や尺度のようなものが存在していたのであろうか。

周知のように、漢代の官吏登用制度においては、一般に常挙のばあいには、郡国から孝廉に挙げられると、「郎中」に任命され、また州から茂才に推薦されると、「県令」に転出するという原則が見出される。さらに明経や文学の課試のさいにも、その受験者は、成績の可否や上下によって、その後の遷叙の官途に一定の準則が設けられていた。同様に主として後漢において見られる傾向であるが、公府に辟召された人物は、通常「高第」とされて、「侍御史」に新任されるという処遇法が一般的であった。

このように漢代の選挙や辟召において、被推挙者に対して何らかの昇進や転任の階梯が準備されていたという事実を考慮するとき、賢良をはじめとする制挙の被察挙者全般についても、それとほぼ同様の規準が存在していたように推測することが可能ではなからうか。本稿は、以上のような観点から、賢良方正制度における察挙とその後の叙官の問題を取上げ、そこに現われるはずの昇進の規準の一端を究明しようとするものである。

一 上級官僚層に対する察舉

賢良方正などの制舉において、その被察舉者に対して一定の任官の尺度が設けられていたとするならば、それは一体どのような内容や性質のものであったであろうか。まず秩千石から比六百石までの上級官僚に対する察舉の事例から検討することにしよう。しかしのちに再び触れるように、この条件に該当する人物は、漢書の中からつぎの五名を挙げ得るのみである。⁽¹²⁾

(一) 晁錯 於是拜錯爲太子家令、臣瓚曰、茂陵中書、太子家令、秩八百石……詔有司、舉賢良文學士、錯在選中、……時賈誼已死、對策者百餘人、唯錯爲高策、繇是遷中大夫。(卷四九晁錯傳)

(二) 董仲舒 孝景時、爲博士、……武帝卽位、舉賢良文學之士、前後百數、而仲舒以賢良對策焉、……對既畢、天子以仲舒爲江都相、事易王。(卷五六董仲舒傳)

(三) 王吉 少時學明經、以郡吏舉孝廉、爲郎、補若盧右丞、遷雲陽令、舉賢良、爲昌邑中尉。(卷七二王吉傳)

(四) 孔光 經學尤明、年未二十、舉爲議郎、光祿勳匡衡、舉光方正、爲諫大夫、坐議有不合、左遷虹長、自免歸教授。(卷八一孔光傳)

(五) 谷永 建昭中、御史大夫繁延壽、聞其有茂材、除補屬、舉爲太常丞、數上疏言得失、建始三年冬、日食地震、同日俱發、詔舉方正直言極諫之士、太常陽城侯劉慶忌、舉永待詔公車……時對者數十人、永與杜欽爲上第焉、……由是擢爲光祿大夫。(卷八五谷永傳)

右の五名のうち、(一)の晁錯は、対策の本文中にも「賢良太子家令臣錯」と自署するように、「太子家令」という地位から賢良の科に応じた結果、「高第」の成績をもって「中大夫」に遷叙されたということが判明する。この「太子家令」は、右の顔師古の注に、「臣瓚曰わく、茂陵中書に、太子家令、秩八百石」とあるように、秩八百石の上級官吏に相当する。他方、「中大夫」に關連する「大夫」の職掌と官秩については、漢書卷一九上百官公卿表(以下、百官公卿表と略称)に左のように示されている。

大夫掌論議、有太中大夫、中大夫、諫大夫、皆無員、多至數十人、武帝元狩五年、初置諫大夫、秩比八百石、太初元年、更名中大夫、爲光祿大夫、秩比二千石、太中大夫、秩比千石、如故。

右の記事によると、「大夫」には「太中大夫・中大夫・諫大夫」の三種類があつたらしいが、いずれもその官秩は明記されていない。しかしこのうち「中大夫」は、武帝の太初元年(前一〇四)に「光祿大夫」と改名されて、比二千石に増秩されたが、「太中大夫」のそれは、「故の如」く比千石であつたとされている。とするならば、晁錯の登用された文帝時代には、「中大夫」もまたおそらく秩比千石程度であつたと推察されるはずである。⁽¹³⁾このように想定すると、晁錯のばあいは、賢良高第に拔擢されることよつて、秩八百石からほぼ比千石の官吏に昇進したということになる。また四の孔光は、「議郎」の地位から、方正の選挙によつて、「諫大夫」に選任されているが、この「議郎」は、百官公卿表に、「議郎、中郎、秩比六百石」とあり、また「諫大夫」は、右の「大夫」の文中に秩比八百石と明記されているから、彼のばあいも晁錯と同様に、制挙の結果によつて、ほぼ二百石高い官吏に任用されたということが明らかになる。

ところが(二)の董仲舒は、その閱歴には多少問題があるにせよ、賢良に対策した結果、「博士」から「江都相」に榮

転しているらしいということが推測される。百官公卿表によると、「博士、秦官、古今に通ずるを掌る、秩比六百石」とあり、また漢書卷一一哀帝紀と統漢書卷二八百官志（以下、百官志と略称）によると、「令に諸侯王の朝するや、其の国の二千石を従うるを得。傅、相、中尉は、皆な国の二千石なり」と記され、「郡ごとに太守一人、二千石を置く、……王国の相もまたかくのごとし」と述べられているから、董仲舒のばあいは、秩比六百石の「博士」から二千石の「国相」に高遷したということになる。同様に(三)の王吉は、左馮翊にある「雲陽令」から「昌邑中尉」に任命されているが、前者は百官公卿表に、「県の令長、皆な秦官、其の県を治むるを掌る、万戸以上を令と為す、秩千石より六百石に至る」云々とあり、また漢旧儀に、「県の戸口万に満つれば、六百石の令を置く」とあるから、いうまでもなくそれは秩千石から六百石までの間にある「県令」であると考えてよい。さらに後者は右の漢書哀帝紀に二千石と記され、また百官志に、「中尉一人、比二千石」と見えているから、彼のばあいもまた秩千石ないし六百石の「県令」から、秩二千石ないし比二千石の「中尉」に立身したことになる。最後に(四)の谷永は、後漢の官秩ではあるが、百官志に、「丞一人、比千石」と記される「太常丞」から、前記の秩比二千石の「光祿大夫」に昇叙されたことがわかる。この谷永のばあいは、方正直言などに察挙される以前と以後との官位には、秩禄の多寡からいうならば、ほぼ二倍の差のあったことが明らかにされる。

以上の考証を整理してみると、それはほぼつぎの二点に要約されるようである。その一は、晁錯や孔光は、制挙に指名された時点において、すでに秩八百石から比六百石までの間の官位にあり、さらにその制挙の結果によって、それぞれ約二百石ずつ増秩された新しい官職に転出しているということである。すなわち彼らのばあいは、賢良方正などの科に応じた結果、新任の官位に移ることになったが、それらは依然として秩千石以下の上級官僚層の範囲内にと

どまっていたということになる。しかしそれに反して、その二は、董仲舒以下の三名のばあいには、右と同じく千石以下の秩祿の官職にありながら、制挙に登用された結果、いずれも秩比二千石以上の高官に超遷されているということである。すなわち彼らのばあいは、賢良方正などに察挙されることによって、一躍、最高官僚層の一員に編入されたことになるのである。

以上の二点をさらに約言すると、前者のばあいは、制挙の結果多少昇進してはいるが、なお依然として被察挙者の範囲内にとどめおかれている。しかしそれに対して、後者のばあいは、それによって逆に一転して、察挙者側の地位にまで出世していることができる。このように等しく秩比六百石以上の上級官僚の地位にありながら、制挙に応じた結果、なにゆえその就官に差異や懸隔が生じるのかということとは疑問であるが、以上の要点から、少なくともつぎのような察挙の規準の一端を抽出することができるように思われる。

すなわち秩千石以下比六百石以上の上級官吏が、制挙に対応してあらためて新任の官位があたえられるさいには、一方では、二百石程度を増秩された官職に選任されるばあいがあり、他方では、一挙に二倍の秩祿の官位に超擢されるばあいもあり得るといふように、この制科による昇進の規準には、かなり弾力的な運営法が窺われるといふことである。そしてそうした察挙による昇進の規準は、一見して無原則的な一面をもっているが、そこには秩千石から比六百石までの官吏は、制挙に銓衡されることによつて、秩比二千石以上の高官に拔擢される道が残されていたということに注意される。すなわちここで当面する問題は、上級官僚層が察挙されるばあいには、最高官僚層の中に編入され得る可能性が、基本的には準備されていたといふ事実なのである。

しかしながらそれと同時にあらためて指摘しておかなければならないことは、このような上級官僚層に属する人物

を制挙に指名するというような事例は、漢代を通じて、右の五名以外に、他にその例を見出すことができないという事実である。換言すれば、晁錯以下の五名は、いずれも前漢時代の官僚であるが、このような上級官僚層に対して制挙を適用するような現象は、後漢時代においては全く徴証しがたくなっているというのである。そして前漢・後漢を通じて、賢良方正などに推挙された人物は、実は圧倒的に下級官僚層によって独占されているということに注目されるのである。このような趨勢から判断するならば、漢代の制挙全般において、上級官吏が察挙の客体となるのは、制度上の草創期におけるいわば過渡的な例外であつたと見なすことも可能である。そしてむしろその被察挙者の中心的な主流となつた存在が、次章で検討する下級官僚層であつたといつてよいであろう。

二 下級官僚層に対する察挙

(一) 前歴明記の事例

それではその秩四百石以下の下級官吏が、賢良方正などに察挙されるばあいには、一体どのような昇進の規準が検出されるであろうか。それらに該当する事例を漢書の中から収集してみると、およそつぎの六つの記事を列挙することができる。

- (一) 魏相 少學易、爲郡卒史、舉賢良、以對策高第、爲茂陵令。(卷七四魏相伝)
- (二) 王尊 太守察尊廉、補遼西鹽官長、數上書、言便宜事、事下丞相御史、初元中、舉直言、遷虢令、轉守槐

里、兼行美陽令事。(卷七六王尊伝)

(三) 蓋寬饒 明經爲郡文學、以孝廉爲郎、舉方正、對策高第、遷諫大夫、行郎中戸將軍。(卷七七蓋寬饒伝)

(四) 王嘉 以明經射策甲科爲郎、……光祿勳于永除爲掾、察廉爲南陵丞、復察廉爲長陵尉、鴻嘉中、舉敦朴能直言、召見宣室、對政事得失、超遷太中大夫、出爲九江、河南太守。(卷八六王嘉伝)

(五) 房鳳 以射策乙科爲太史掌故、太常舉方正、爲縣令、都尉。(卷八八儒林伝・房鳳伝)

(六) 朱邑 少時爲舒桐鄉嗇夫、……遷補太守卒史、舉賢良、爲大司農丞、遷北海太守。(卷八九循吏伝・朱邑伝)

これら六つの短文の中に、すでに「察廉」をはじめとして、孝廉や「射策甲科」・「射策乙科」など、漢代における官吏登用政策の主要な科目が散見されていて興味深い、このことはまた当時における選挙制度全般の實質的な定着や普及を端的に暗示するものであろう。しかしそれはともかく、右のうちの(一)の魏相と(六)の朱邑は、ともに賢良に挙げられることによって、「卒史」という官職から、それぞれ「茂陵令」と「大司農丞」に遷移したことが知られるが、この「卒史」は、漢書卷五八兒寬伝所引の顔師古の注に、「臣瓚曰わく、漢注に卒史、秩百石」と明記されるわずか秩百石にすぎない郡国の小吏である。一方、さきに一瞥したように、「茂陵令」は、秩千石ないし六百石に相当する右扶風の「県令」であり、また「大司農丞」も、上掲の百官志に、「丞一人、比二千石」とされる中央府の属僚にあたるから、彼らは察挙されることによって、いずれも百石のような低秩の郡吏から、秩千石以下六百石以上の官吏に栄進したことになる。また(二)の王尊のばあいは、察挙以前に「遼西塩官長」に補せられたとされているが、この官職の秩禄は明らかにしがたい。しかし後漢の記事ではあるが、後漢書卷四和帝紀の永元一五年(一〇三)七月の条所引の

統漢書を見ると、

其郡縣有鹽官、鐵官者、隨事廣狹、置令長及丞、秩次皆如縣也。

とあって、郡県の塩官などには「令・長・丞」の三種が存在し、その「秩次は皆な県の如」き序列になっていたことが知られる。一方、漢書卷二八下地理志の遼西郡の条を見ると、その海陽県の下に「塩官あり」と明記されているから、ここにいう「遼西塩官長」とは、この塩官の長であることが明らかにされる。そしてその秩禄が「県長」に準ずるものであるとするならば、おそらくそれは四百石あるいは三百石に相当する官職であったと判断される。してみると、王尊は少なくとも秩四百石を上限とする「塩官長」から、直言の科に挙げられた結果、秩千石ないし六百石に相当する右扶風の號県の「県令」に転出したということが考えられるのである。

同様に(三)の蓋寛饒は、「郎」すなわち「郎中」の秩比三百石から、方正高第の成績によって、前記のような秩比八百石の「諫大夫」に任命され、さらに(四)の王嘉は、秩四百石から二百石の間の官に相当する左馮翊の県尉「長陵尉」から、敦朴直言の科に挙げられた結果、秩比千石の「太中大夫」に昇遷している。最後に(五)の房鳳は、方正に選出されて「県令、都尉」に転出したと記されているが、この記事は「太子掌故」という官職から新たにある県の「県令」に任命され、その後に「都尉」に転任したという意味に解釈される。文選卷四五「東方曼倩答客難」所引の応劭の漢書注によると、この「太子掌故」と密接する掌故は「百石吏、故事を主る者」と記されているから、彼のばあいも、秩百石前後の太子の小吏から、方正の挙に応じた結果、六百石以上の「県令」に新任されたと想定することができる。右の六つの記事を検討した結果、おのずから注目されることは、前漢の制挙においては、秩四百石以下の下級官吏が、賢良方正などに察挙されてより上位の官職に任命されるさいに、秩比二千石以上の高官に拔擢されるという事例

は、全く見出し得ないという事実である。いいかえれば、前漢において、秩四百石以下百石までの官吏は、制挙に対応して新任の官が授けられるばあいには、いずれも例外なく秩千石以下六百石以上の範圍内にある官職に任命されているということである。

このような昇進の規準は、当然、後漢の制科における察挙の事例にもあてはまる。ただしすでに述べたように、後漢においては、秩千石以下六百石以上の上級官吏の中から、制挙に推薦されて昇進したというような事例は、全く検出し得なくなっている。そしてそれに反して、主たる察挙の客体が、圧倒的に秩四百石以下の下級官僚層に集中してくる、ということに注意されるのである。とはいえ後漢になると、選出される前後の被察挙者の経歴が不明という事例が頻出してくるために、後漢書の中から、そうした規準の適用される該当者を摘出してみると、わずかにつぎの四例を数え得るにすぎない。

- (一) 魯恭 建初初、(魯) 丕舉方正、恭乃始爲郡吏、太傅趙熹聞而辟之、肅宗集諸儒於白虎觀、恭特以經明、得召與其議、熹復舉恭直言、待詔公車、拜中牟令。(卷二五魯恭伝)
- (二) 魯丕 後歸郡、爲督郵功曹、所事之將、無不師友待之、建初元年、肅宗詔舉賢良方正、大司農劉寬舉丕、時對策者百有餘人、唯丕在高第、除爲議郎。(卷二五魯丕伝)
- (三) 馬融 融上東巡頌、帝奇其文、召拜郎中、及北鄉侯即位、融移病去、爲郡功曹、陽嘉二年、詔舉敦朴、城門校尉岑起舉融、徵詣公車、對策拜議郎。(卷六〇上馬融伝)
- (四) 皇甫規 郡將知規有兵略、乃命爲功曹、使率甲士八百、與羌交戰、斬首數級、賊遂退卻、舉規上計掾、冲質之間、梁太后臨朝、規舉賢良方正、對策曰、……梁冀忿其刺己、以規爲下第、拜郎中、託疾免歸。(卷六五

皇甫嵩伝)

右の中で(一)の魯恭は、おそらくその本質である扶風の郡吏から太傅の属僚となり、さらにその地位から直言に挙げられたと推定されるが、百官志を見ると、「漢旧注に東西曹掾、比四百石、余掾、比三百石、属、比二百石、故に公府の掾を曰いて、古の元士、三命に比する者なり」と記されているように、当時の公府の「掾吏」は、通常比四百石以下の官秩であったことは疑いない。また魯恭の任命された河南尹の「中牟令」は、少なくとも秩千石以下の「県令」に相当すると考えられるから、秩四百石以下の官僚は、比六百石以上の官職に昇叙されるという察挙の原則は、後漢の制挙の事例においても、ほぼ支障なく確認される事実であるといつてよい。

さらに(二)の魯丕と(三)の馬融は、(四)の皇甫規とともに、後漢書卷四五張輔伝所引の漢官儀に、「督郵功曹は郡の極位」といわれる地方の要職から立身している。この「功曹」の官秩は不明であるが、その郡国の小吏という職掌から判断して、ほぼ百石程度の秩禄であると想定される⁽¹⁵⁾。また右の二人が就任した「議郎」は、百官志には、「議郎、六百石」と見えているが、北堂書鈔卷五八設官部所引の漢旧儀には、「議郎、秩比六百石……議郎、秩比六百石」として二度にわたって示されているから、それはほぼ六百石ないし比六百石の官秩にあたることがわかる。したがって右の兩名の事例も、また以上の察挙の準則に矛盾なく合致することが明らかにされるであろう。

興味ある一例は、(四)の皇甫規のばあいである。彼は「上計掾」という地位から賢良方正に挙げられたが、外戚梁冀の不興をかったために、下第という不名誉な成績をもって、「郎中」に遷任されている。この「上計掾」は、少なくとも上記の「掾」という官名からも推測されるように、ほぼ秩四百石以下の郡吏であり、また「郎中」は、既述のように、秩比三百石にすぎない光禄勳の属官であるから、皇甫規のばあいは、察挙されることによっても、なお秩比四

百石以下の下級官吏の範囲内にとどめおかれていたということになる。皇甫規が「疾に託して免歸」したのは、このような降格的な処遇を不満としたからに相違ない。

とするならば、この事例は、本来、彼は秩比六百石以上の官位があたえられるはずであったが、下第という判定を下されたことよって、いわば原級以上の昇叙を認められなかったことになった、という事情を暗示させるのではなからうか。換言すれば、皇甫規は順当ならば秩四百石以下の「上計掾」から、少なくとも比六百石を下限とする役職に榮転することが当然であると考えられていたということになる。しかし事情はいかにせよ、下第という烙印を押され、「郎中」に遷任されたために、彼はその不面目な就任を辞退しなければならなかったのである。要するに、この皇甫規のばあいは一種の例外であって、この事実から逆に推測するならば、秩四百石以下の官僚は、察掾されることによって、一般に秩比六百石以上の官職に任命されるのが原則であり、通例であったということであらためて浮彫りにするのではなからうか。

以上のわずか四例のみから、後漢における官吏の察掾法の全体像を分析し、帰納することは多分に危険であろう。しかし少なくとも秩四百石以下の官吏が、制掾を基盤として出世するばあいは、秩千石を上限とし、比六百石を下限とする範囲内の何らかの官職に任命されるという原則は、後漢においても、一定の規準として機能し、遵守されていたという事は、ほぼ疑いのないことのように思われる。

(二) 経歴疑問の事例

もちろん以上のような察掾の原則が、必ずしも適用され得ない事例が、一二散見するばあいも皆無ではない。たと

えは漢書卷七八蕭由伝に、

由、字子驕、爲丞相西曹、衛將軍掾、遷謁者、使匈奴副校尉、後舉賢良、爲定陶令、遷太原都尉、安定太守。

とあるのがそれである。文中の「謁者」は、百官公卿表に、「賓讚受事を掌る、員七十人、秩比六百石」とあり、また「使匈奴副校尉」は、その秩禄は不明であるが、漢書卷七〇陳湯伝に依拠した資治通鑑の胡三省の注を見ると、「西域副校尉、秩比二千石」とあるのが参考にされる。この注を認めるならば、「使匈奴副校尉」の官秩も「西域副校尉」とほぼ同格の秩比二千石であると類推されるが、漢代においては、「校尉」それ自体の官秩が比二千石であるとされているから、その副官にあたる「副校尉」は、おそらく千石前後に相当するかもしれない。いずれにせよそれに対して、右の「定陶令」は、秩千石を上限とする済陰郡の一県令にすぎないから、この蕭由のばあいは、少なくとも察舉されることによって、逆に降格されたという解釈すら可能になりかねない。しかし当時の察舉制度の実態から判断して、少なくとも秩千石以上に比定される「使匈奴副校尉」という上級官吏が、在官のまま賢良の科に応じるところということは考えがたいことである。したがって右の文中に「後に」と記されていることから勘案すると、彼は「使匈奴副校尉」に就任したあとで、何らかの事情によって退官もしくは免官になり、のちにその状態からあらためて察舉されたと想定するならば、その前後の経緯を矛盾なく理解することができるはずである。

つぎに後漢の事例として、続漢書卷一三五行志集解所引の歙県志方儲伝を見ると、左のような史料に遭遇する。

方儲、字聖公、精孟氏易、通圖讖、建初四年、舉孝廉、又舉賢良方正、對策爲天下第一、五年春二月、庚辰朔、日有食之、詔舉直言極諫之士、丹陽太守周韶以儲進、儲極言天降災咎之由、上召見儲等、試解分絲、衆莫能理、儲拔劍斷絲、對曰、反經任勞、⁽¹⁴⁾臨事宜然、上深偉之、除郎中、尋出爲句曲令。

この記事によると、建初年間に賢良方正と直言極諫に挙げられた方儲は、その結果「郎中」に除せられたということが判明する。彼の任官直前の閏歴は不明であるが、前述のように、「郎中」は比三百石の官秩にすぎないから、方儲のばあいも、察挙されることによって、少なくとも秩比六百石以上の上級官吏に榮進したことはならない。しかし右の記載を仔細に吟味してみると、その文中にはきわめて納得しがたい錯誤や矛盾の多いことに注意される。すなわち第一に、後漢書卷三章帝紀を見ると、建初五年（八〇）に直言極諫などの詔挙が行なわれているという事実が確認されるが、この一文によると、その前年においても賢良方正などの察挙が行なわれているということが知られる。しかし管見によるかぎり、漢代においては、このように連年にわたって再度制科が挙行されたという例は見出し得ない。また第二に、賢良方正直言極諫の科名は、本来、一科として取扱い、対処すべき制度であるが、右の一文によると、方儲はまず前年に賢良方正の科名で挙げられ、その翌年に再び直言極諫の資格で挙用されている。同様に、第三に、方儲は一たび賢良方正に挙げられ、その対策の結果「天下第一」という評価を受けながら、あらためてその翌年にも再度対策を行なっているが、このような対応のあり方もまた当時の実態から帰納して考えがたいことである。さらに第四に、「郎中」は、元來、常挙の孝廉に推薦された直後にあたえられる官職である。にもかかわらず、このばあいは、孝廉に挙げられたのちに、制挙に登用された結果、常挙と同格の「郎中」に任命されている。

以上の四点は、いずれも当時の察挙制度の通例と照し合わせてみると、きわめて不自然で不可解な要素が含まれていると考えざるを得ないから、当該の歙県志方儲伝の記載それ自体の中に、すでに相当の疑問があると推定してよいであろう。その証拠に、太平御覽卷二一五所引の謝承の後漢書を見ると、

儲爲郎中、章帝使文郎居左、武郎居右、儲正位中曰、臣文武兼備、任所施用、上嘉其才、以繁亂絲、付儲使理

位、儲拔佩刀、三斷之對曰、反經任勢、臨事宜然。

とあって、上記の方儲伝に見える「劔を抜きて絲を斷」ったという逸話は、実は彼がすでに問題の「郎中」に就任した以後のこととして描かれている。すなわち方儲は、少なくとも「郎中」の資格において、右のような武刃を披瀝したのであって、その結果として「郎中」に拜命されたわけではない。このように分析してみると、再度の制策の結果、「上、深くこれを偉とし、郎中に除す」という方儲伝の一節は、全くの錯簡であるか、あるいは「郎中」は「議郎」の誤記であると解釈しなければならなくなるのである。

前漢と後漢の史書の中で、上述のような察掾による昇進の規準に合致しない事例は、少なくとも管見のおよぶかぎり、以上の二つの記事を見出すのみである。しかしそれらの特例も、いずれも右のような記載内容の解釈や考証によって、その前後の文脈を全く支障なく理解することが可能のようである。したがってそれらの史料は、漢代の制科における察掾の原則と根本的に背馳したり、抵触したりすることにはならないであろう。この事実は次節における検証によって、さらに確認され得ることのように思われる。

(三) 前歴不明の事例

漢代の官吏登用制度における制掾の問題は、以上のような考察と同時に、さらにもう一つ別の検討を必要とする。というのは、賢良方正などの被察掾者の中で、察掾直後の官名については一応知ることができるが、それ以前に一体どのような官途に就いていたかということが、全く曖昧であるか、明記されていない人物が少なくないからである。それらのいわば前歴不明の被察掾者を漢書の列伝の中から摘出してみると、前漢ではおよそつぎの五例を徴すること

ができる。

(一) 公孫弘 少時爲獄吏、有罪免、家貧牧豕海上、年四十餘、乃學春秋雜說、武帝初卽位、招賢良文學士、是時、弘年六十、以賢良徵爲博士。(卷五八公孫弘伝)

(二) 嚴助 會稽吳人、嚴夫子子也、或言族家子也、郡舉賢良、對策百餘人、武帝善助對、繇是獨擢助爲中大夫。(卷六四上嚴助伝)

(三) 疏受 疏廣、字仲翁、東海蘭陵人也、……廣徙爲太傅、廣兄子受、字公子、亦以賢良、舉爲太子家令。(卷七一疏広伝)

(四) 樓護 爲京兆吏、數年甚得名譽、是時、王氏方盛、賓客滿門、五侯兄弟爭名、……與谷永俱爲五侯上客、……久之、平阿侯舉護方正、爲諫大夫。(卷九二游俠伝・樓護伝)

(五) 班序 旃博學有俊材、左將軍師(史)丹舉賢良方正、以對策爲議郎、遷諫大夫、右曹中郎將。(卷一〇〇上叙伝)

一瞥して明らかなように、右の五名は、いずれも察挙される直前の官位や状態の不明な人物ばかりである。しかし最初の公孫弘は、のちの元光五年(前一三〇年)に再び賢良に挙げられているが、そのさいに「菑川国、復び推して弘を上ぐ」と記されているから、最初の制挙における察挙の主体も、また菑川国であったことは疑いないことであろう。またつぎの嚴助は、嚴忌の子もしくはその族家子として、会稽郡から賢良に推挙されたということが知られる。したがって(一)と(二)の両者は、郡国による人選をへているという点から考えると、ともに察挙される直前には、何らかの形で郡国に所屬する官吏もしくはそれに相当する人物であったと想定してよいであろう。また(四)の樓護も、一時、

京兆吏として「五侯の上客」となっていたという前身在が窺われるから、彼のばあいも、同様に京兆府に属する官吏な
いはそれに準ずる者であったと推定される。ただし(三)の疏受と(四)の班旂のばあいは、その前歴については全く不明
であるが、前者は太傅疏広の「兄の子」として、また後者は左將軍史丹の推挙によって、それぞれ賢良方正に指名さ
れているほどであるから、この両者が右の三名と同様に、地方の小吏や官府の掾属であったと理解して大過はないは
ずである。とするならば、以上の五名は、察挙される以前に、いずれも秩比六百石以上の上級官吏であったと考える
よりも、四百石以下の下級官吏であったと見なす方がより妥当であろう。このように想定したうえで、察挙による昇
進の規準を右の五名に適用するならば、彼らはすべて理論的に、實際上、秩千石から比六百石までの官吏に選任され
ていなければならないことになる。史実ははたしてそのような想定を可能にするであろうか。

右記の五つの文章が示すように、まず最初に公孫弘の任命された「博士」は、上掲の董仲舒のばあいに一瞥したよ
うに、百官公卿表によると秩比六百石に相当する。そして以下、個々の官秩の典拠については、あらためて再述する
までもなく、蔽助の「中大夫」は秩千石、疏受の「太子家令」は八百石、樓護の「諫大夫」は比六百石、班旂の「議
郎」も同じく比六百石にあたる。したがって以上の五名の新任の官位は、いずれも例外なく、實際上、秩千石以下比
六百石以上の範囲内に置かれていたことが確認される。すなわち上述の察挙による昇進の規準は、これら察挙直前に
具体的な官職名の不明な存在に適用してみても、ほぼ支障なく証明することができるのである。

ちなみに後漢書卷八一独行伝・譙玄伝を見ると、

譙玄、字君黃、巴郡閬中人也、少好學、能說易春秋、仕於州郡、成帝永始二年、有日食之災、乃詔舉敦朴遜讓有
行義者、各一人、州舉玄、詣公車、對策高策、拜議郎。

とあって、譙玄は前漢の成帝時代に、「州郡に仕」えたのちに、永始二年（前一五）に、敦朴などの科に詔擧されたという記事が残されている。このばあいも、彼は州郡の官吏から秩比六百石の「議郎」に除せられたと認定することができるから、右の記載も上述の規準の範疇に属する一例であると考えてよいであろう。

後漢においてもむろん右の原則に変わりはない。ただし後漢においては、既述のように、推挙以前の経歴や官名が不明であるという人物が続出してくるために、被察擧者の昇進をめぐって、その察擧による規準を判定することがますます困難になってくる。そのために未就官者と察擧の辞退者の例を除いて、後漢書の中から被察擧者の記事を摘出してみると、わずかに左の五例を数え得るにすぎない。

(一) 蘇章 祖父純、……封中陵鄉侯、官至南陽太守、章少博學、能屬文、安帝時、擧賢良方正、對策高第、爲議郎。（卷三一蘇章伝）

(二) 李法 字伯度、漢中南鄭人也、博通群書、性剛而有節、和帝永元九年、應賢良方正、對策除博士、遷侍中光祿大夫。（卷四八李法伝）

(三) 張奐 父惇爲漢陽太守、……奐減九萬言、後辟大將軍梁冀府、乃上書桓帝、奏其章句、詔下東觀、以疾去官、復擧賢良、對策第一、擢拜議郎。（卷六五張奐伝）

(四) 李育 深爲同郡班固所重、固奏記、薦育於驃騎將軍東平王蒼、由是京師貴戚、爭往交之、州郡請召、育到、輒辭病去、……建初元年、衛尉馬寰擧育方正、爲議郎。（卷七九下儒林伝・李育伝）

(五) 戴封 後擧孝廉、光祿主事、遭伯父喪、去官、詔書求賢良方正直言之士、有至行能消災伏異者、公卿郡守、各舉一人、郡及大司農俱舉封、公車徵、陛見、對策第一、擢拜議郎。（卷八一独行伝・戴封伝）

右の五つの記事を一瞥してただちに気付くことは、第一に、(一)の蘇章と(二)の李法の二人は、一見して推挙される以前に官途に就いた経験をもたない、いわゆる布衣の存在のように見なされることであり、また第二に、残る(三)以下の張奐・李育・戴封の三名は、察挙される以前に、いずれも疾病や服喪を理由に、「官を去る」という状態にあった人物たちであったということである。そして第三に、李法を除く他の四名が、察挙されることによって、それぞれ「議郎」に任命されているということに留意される。

このうち蘇章の経歴は、右記のそれ以外に知るすべはないが、その家系は歴代門地を誇り、祖父の蘇純は南陽太守にまで立身したほどであるから、彼自身も察挙される時点において、州郡における何らかの有官者であったとする可能性が強い。また張奐は大将軍府の属僚、李育も同様の官歴と州郡からの辟召の持主、戴封は「光禄主事」というように、彼ら三名は、いずれも察挙される以前に、中央や地方の官吏を経験した者たちであることがわかる。そして少なくともこれらの記事によるかぎり、彼らの略歴には察挙以前に秩四百石以上の官職に就任したような形跡は窺い得ないから、右の四名はいずれもそれ以下の地位から、秩比六百石の「議郎」に昇進したというように解釈することができる。一方、李法のばあいも、その前歴はほとんど不詳であるが、同じく郡吏もしくはそれに準ずる地位から、賢良方正に対策した結果、秩比六百石にあたる「博士」に拔擢されたものと想像してよいであろう。

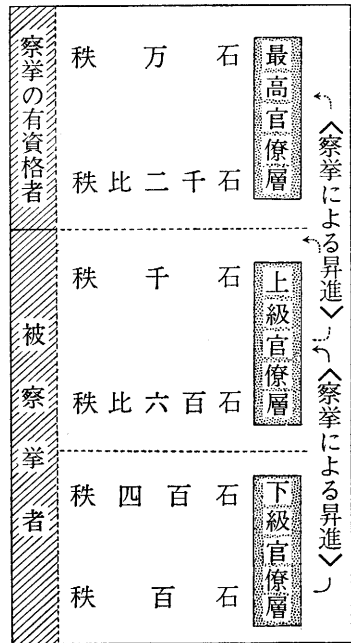
その記事内容の制約から、以上の考証には、多分に推定による立論の多いことを認めなければならないが、それらの点を考慮し勘案しながらも、なおそこに上記のような察挙における昇進の規程を抽出し、その実際を指摘することが可能であるように思われる。すなわち秩四百石以下の官僚は、制科に察挙されることによって、秩千石以下比六百石以上の官僚層の中に昇叙されるという規程は、少なくとも後漢においても、ほぼ原則的に適用されるということが

納得されるのではなからうか。

おわりに

以上、本稿の論旨を再述して要約すると、賢良方正によって代表される漢代の制挙において、その対象とされる被察挙者には、秩千石以下は百石までの広範な官僚層が包摂されていた。しかしその官僚層は、秩比六百石を一種の分岐点として、大別してそれ以上と以下との範囲に二分される。このうち秩千石から比六百石までの上級官僚層は、察挙の結果、一躍、秩比二千石以上の最高官僚層に昇進し得る道が保証されていた。しかしそのようないわゆる超遷の事例は、實際上、前漢においてのみ二三見られる特殊なケースであって、漢代全般を通じて、察挙の客体は圧倒的に秩四百石以下の下級官僚層によって占められていた。そしてそれら下級官吏が推挙されるばあいには、いずれもほとんど例外なく、秩千石以下比六百石までの上級官吏に抜擢されるのが原則であった。以上の察挙による昇進の規準を簡単に整理すると、およそ次頁のように図示することができる。

最初に略述したように、秩万石から百石未満にいたる階層的な漢代の官僚制度において、比六百石と四百石との官秩の間には、いわゆる年功序列などによっては容易に越えがたい、障壁のような一種の区別や格差が存在していた。そしてこれまで考証してきたように、賢良方正などの察挙制度は、実は秩四百石以下の官吏を比六百石以上の官吏に選抜し、昇格させることを主眼とする制度であったことが明らかにされた。とするならば、漢代の制挙は、少なくとも同図に示されるように、それに準応する後者の下級官僚を前者の上級官僚の中に改編することを目的とし、特色の



一つとする官吏任用制度であったと結論づけることができるであろう。

この制奉を媒介とする官吏登用の方法を以上のように理解できるとするならば、最後にそれに付随して、賢良方正などの察奉をめぐるいくつかの制度上の問題点を指摘しておきたい。

まず最初に常奉との関連から観察すると、既述のように、第一に、孝廉に指名されたばあいには、秩比三百石の「郎中」に任命されるのが通例であったから、その被推奉者は推奉されることによって、自動的に下級官僚の中の要職に就くことになる。一方、それに対して制奉のばあいには、秩比六百石以上の官職に任命されるのが原則であったから、その被察奉者はそれより一段階上の上級官僚の中に編入されるということになる。このことは、孝廉の選挙がいわば在野無官の人材を被推奉者の主な対象としていたのに対して、賢良方正などの察奉が、現旧の下級官吏の登用を意図していた制度であった⁽¹⁷⁾ことを示唆する。また第二に、茂才に推薦されたばあいには、その被推奉者は、一般に秩千石ないし六百石に相当する「県令」に転任することが定則とされていたが、他方の制奉のばあいにも、すでに見てきたように、被察奉者が「県令」に任命される事例が少なくなかった。この事実から考えると、常奉の茂才と制奉の賢良方正などによる昇補の階梯には、基本的には、ほぼ同等の官秩上の比重が置かれていたということが察知される。

さらに辟召との比較から観察すると、第三に、辟召のばあいには、その被召者は、原則として、「侍御史」に累進することが一般的であった。この「侍御史」は、北堂書鈔設官部所引の漢旧儀に、

侍御史、周官也、……漢興襲秦、因而不改、掌注言行、糾諸不法、府掾屬高第、補之、秩六百石、員五十人。

と述べられ、また百官志にも、「治書侍御史、二人、六百石」云々と記されているように、ほぼ秩六百石にあたる御史大夫の属官である。再述するまでもなく、制挙による官吏任用制度は、その被察挙者を秩六百石前後の官僚に選抜することを骨子としたものであったから、茂才による「県令」就任のばあいを含めて、辟召による「侍御史」への累進という準則は、秩禄的には、制挙と同格の性質をもつものであったということができよう。そして以上のような昇進の規準は、漢代における官吏登用制度全般が、基本的には、それらの対応者をいずれも秩比六百石以上の官吏に採用し、昇格させることを目的とした制度であったということを暗示させる。

しかし賢良方正を中心とする制挙が、他の常挙や辟召などと区別され得る最大の相違点は、後二者がともに推召の結果、「郎中」・「県令」・「侍御史」という一定の官途に就くことが定則化されていたのに対して、前者のみが「県令」をも含めて、他のさまざまの役職に昇進することができるという、幅広い就官上の可能性が残されていたということである。端的にいうと、賢良方正による察挙制度の準則は、このようないわば前途における柔軟性という点において、茂才と辟召によるそれをも同時に帯同していたと見なすことができる。その意味から、漢代の官吏登用制度において、賢良方正を主体とする制挙こそ、当時における選挙科目のさまざまな要素を部分的に摂取し、それらを集大成した制度であったといつてよいであらう。

しかし制挙のもつ右のような可能性や多様性は、また一面では、現実の官途の就任に対して、しばしば不安定な要

素をもたらすことになりかねないということもまた事実である。したがってこのような賢良方正制度のもつ察挙の側面が、実際にその被察挙者自身の立身出世にどのように関連し、影響したかということは、かなり微妙で複雑な問題を浮彫りにするはずである。さらに制科を主体とする人材の採用方法が、漢代の官吏登用制度一般において、一体、いかなる意義や機能をもち、またそれが国家や社会の機構などにどのように作用したか、などということも、また残された別の課題であろう。しかしこのような疑問の究明については、いずれ他日を期すことにして、本稿ではただ副題に示した考証にのみとどめておくことにしたい。

1 漢代の選挙制度一般とそれに密接する制度を対象とした研究として、左のような論考を挙げることができる。(ただし漢代の政治制度や官僚組織を論じたさいに、たまたま選挙制度に触れたような論考は、原則として除外する。)

——日本人による研究——

- (一) 森三樹三郎「漢初の選挙」(『支那学』一一三・四、一九四六年)
- (二) 橋本循「後漢の選挙と漢魏の際の文学思想」(同氏『中国文学思想論考』所収、秋田屋、一九四八年)
- (三) 江幡真一郎「西漢の官僚階級——官吏の登用法と官吏の出自について」(『東洋史研究』一一五・六、一九五二年)
- (四) 平井正士「賢良方正を挙げた動機について」(『史潮』五一、一九五四年)
- (五) 宮崎市定「中国の官吏登用法」(『歴史教育』三一九、一九五五年。のち同氏『アジア史研究』第四所収、東洋史研究会、一九六四年)、同氏「漢代制度一斑」(同氏『九品官人法の研究』所収、東洋史研究会、一九五六年)
- (六) 宮川尚志「河漢の選挙」(同氏『六朝史研究 政治・社会篇』所収、日本学術振興会、一九五六年)
- (七) 大庭脩「漢代における功次による昇進について」(『東洋史研究』一一三、一九五三年)、同氏「漢の官吏の兼任について」

て(『聖心女子大学論叢』九、一九五七年)、同氏「漢代官吏の辞令について」(『関西大学文学論集』一〇—一、一九六〇年)のち最初の論文とともに、同氏『秦漢法制史の研究』所収、創文社、一九七九年)

(八) 横松宗「漢代の選挙制度と教育」(『九州教育学会紀要』一、一九五七年)、同氏「前漢時代における尊賢使能思想と選挙制度」(『八幡大学論集』一〇—一、一九五九年)

(九) 永田英正「前漢の三公にみられる起家と出自について」(『東洋史研究』二四—三、一九六五年)、同氏「漢代の選挙と官僚階級」(『東方学報』京都 四一、一九七〇年)

(一〇) 荒木敏一「官吏任用法——郷举里選・九品官人法・科举」(『歴史教育』一三一六、一九六五年)

(一一) 曾我部静雄「中国の選挙と貢举と科举」(『史林』五三—四、一九七〇年)、同氏「中国往古の官吏登用制度」(同氏『中国社会経済史の研究』所収、吉川弘文館、一九七六年)

(一二) 杉本憲司「漢代の待詔について」(大阪府立大学『社会科学論集』四・五、一九七三年)

(一三) 江村治樹「『賢』の觀念より見たる西漢官僚の性格」(『東洋史研究』三四—二、一九七五年)

(一四) 飯島和俊「漢初期の官吏任用における二・三の問題——『今賢算十以上乃得宦』をめぐって」(『中央大学大学院論究』文学研究科篇、九—一、一九七七年)、同氏「『文無害』考——『睡虎地秦墓竹簡』を手がかりとして見た秦・漢朝の官吏登用法」(『中央大学アジア史研究』三、一九七九年)

——中国人による研究——

(一) 但薫「論漢代選挙」(『華国』二—一、一九二四年)

(二) 鄧嗣禹「西漢取士法」(同氏『中国考試制度史』所収、台湾学生書局、一九三六年)

(三) 顧頡剛「中国考試制度史序」(『燕京大学圖書館報』八九、一九三六年)

(四) 瀧山「論辟举制度与銓政」(『河北月刊』五一—四、一九三七年)

- (五) 孔玉芳「西漢詔舉考」(『中国文化研究』二、一九四二年)、同氏「東漢詔舉制度考」(『中国文化研究』三、一九四三年)
- (六) 陳環「兩漢之選舉制度」(『政治評論』二一一、一九四六年)
- (七) 勞幹「漢代察舉制度考」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一七、一九四八年。のち『勞幹學術論文集』甲編上冊所収、芸文印書館、一九七六年)
- (八) 敵耕望「秦漢郎吏制度考」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』二三上、一九五一年)
- (九) 張金鑑「兩漢鄉舉里選之制」(同氏『中國文官制度史』所収、中華文化出版事業委員會、一九五五年)
- (一〇) 侯服五「漢代文官延攬制度」(『清華學報』一一一、一九五六年)
- (一一) 沈兼之「漢代的選士制度」(『考政資料』五—三・四・五、一九五八年。のち同氏『中國考試制度史』所収、台灣商務印書館、一九六九年)
- (一二) 楊君勸「漢代『諸生』獻賦無異變象考試」(『考政資料』五一—一、一九六三年)
- (一三) 施之勉「後漢『至孝』舉」(『大陸雜誌』二八一—、一九六四年)
- (一四) 陳德禹「漢代考選制度研究」(『社會科學論叢』二二、一九七二年)
- (一五) 曾維垣「兩漢選士制度」(台灣商務印書館、一九七三年)
- (一六) 馬先醒「漢昭帝所詔舉之郡國文學」(『簡牘學報』三、一九七五年)
- (一七) 姜文奎「兩漢官吏之選舉」(同氏『中國人事制度史』所収、驚声文物供応公司、一九七六年)
- (一八) 楊樹藩「秦漢 考選制度」(同氏『中國文官制度史』所収、三民書局、一九七六年)
- (一九) 毛漢光「中國中古賢能觀念之研究——任官標準之觀察」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』四八一—三、一九七七年)
- (二〇) 楊承彬「兩漢考選制度」(同氏『秦漢魏晉南北朝教育制度』所収、台灣商務印書館、一九七八年)
- (二一) 韓復智「東漢的選舉」(同氏『漢史論集』所収、文史哲出版社、一九八〇年)

(目) 黄留珠「試論東漢孝廉制度的利弊」(『西北大学学报』一九八〇年一・二) — その他 —

(一) 金燁「漢代の孝悌・力田について」(『慶北大学校論文集』人文・社会科学篇一〇、一九六六年)
(二) 李秉然「賢良科研究——士類の進退およびその背景と関連して」(『啓明史学』一、一九六七年)
(三) 韓基鐘「漢代の選挙について——孝廉科を中心にして」(『史叢』一二・一三、一九六八年)……以上、韓国人による研究については、印刷の便宜上、ハンガルの原文を平仮名の表記に改めた。

(四) Hou, F. W., *The Civil Service Recruitment System of the Han Dynasty* (*Tsing-hua Journal of Chinese Studies*, vol. 1, 1956)……右注(四)侯服五氏論文の英訳。

(五) Crespigni, R. de, *The Recruitment System of the Imperial Bureaucracy of the Late Han* (*Chung Chi Journal*, vol. 6, 1966)

(六) Bielenstein, H., *The Bureaucracy of Han Times* (Cambridge University Press, 1980)

2 孝廉の選挙については、日本人の研究として、下記のような論考がある。

(一) 市村瓊次郎「後漢の儒教経学及び孝廉選挙と士風との関係」(『斯文』一一・二・五、一九一三年。のち同氏『支那史研究』所収、春秋社松柏館、一九三九年)

(二) 岡見彰「両漢孝廉科に就いての一私見」(『龍谷史壇』一七、一九三六年)

(三) 伊藤徳男「漢代の孝廉選出について」——要旨——(『史学雑誌』五二・一七、一九四一年)

(四) 浜口重国「漢代の孝廉と廉吏」——要旨——(『史学雑誌』五三・一七、一九四二年。のち同氏『秦漢隋唐史の研究』下巻所収、東京大学出版会、一九六六年)

(五) 鎌田重雄「漢代の孝廉について」——要旨——(『史学雑誌』五五・一七、一九四四年。のち同氏『秦漢政治制度の研究』所収、

この科目に関する一九四〇年代以降の代表的な研究が、いずれも右のように研究発表要旨であることから示唆されるように、孝廉の制度的な側面については、なお多くの究明すべき余地が残されている。

3 本稿に直接関連する論文(要旨)は、つぎの六篇である。

- (一) 「漢代の制科について」—要旨—(『史学雑誌』八〇—一二、一九七一年)
 - (二) 「漢代の選舉と制科の形成」(『社会科学討究』五二、一九七三年)
 - (三) 「漢代の制科における察舉の問題」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』二四、一九七八年)
 - (四) 「漢代郷舉里選の二性格」(『社会文化史学』一五、一九七八年)
 - (五) 「後漢の選舉における推舉の辞退」(『東方学』五七、一九七九年)
 - (六) 「漢代賢良方正科考」—要旨—(『東洋史研究』四〇—三、一九八一年)
- 4 以上の二点については、右注(3)の(三)の論文を参照。
- 5 この問題については、小稿「漢代の官秩制度と秩六百石の上下」(『史観』一〇二、一九八〇年)を参照。
- 6 この問題については、右注(3)の(四)・(五)の論文を参照。
- 7 右注(2)の各論文を参照。
- 8 沈欽韓『兩漢書疏証』に、「漢制を案ずるに、茂才に挙げらるる者は、例として令と為る」とある。
- 9 明経や文学については、平井正士「漢代の学校制度考察上の二三の問題」(『杏林大学医学部教養課程研究報告』四、一九七七年)を参照。

10 周寿昌『兩漢書補正』に、「陽球傳伝に、公府に辟せられ、高第に挙げられて侍御史に拜せらる」云々とあるのをはじめとして、同様の事例が列挙され、また統漢書卷二六百官志の「侍御史」の条所引の察質の漢儀に、「府の掾屬の高第もてこれに

補す」とある。

なお辟召については、日本人の研究として、つぎのような論考がある。

- (一) 五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」(『歴史学研究』一七八、一九五四年)
- (二) 矢野主税「漢魏の辟召制研究——故吏問題の再検討によせて」(『長大史学』三、一九五九年)
- (三) 鈴木啓造「後漢における就官の拒絶と棄官について——『徵召・辟召』を中心として」(『中国古代史研究』二所収、吉川弘文館、一九六五年)

11 以下、本稿では、漢代の制挙として賢良方正・直言敦朴の科目のみを中心とし、後漢において創設された至孝や有道などの諸科は、制挙の中に加えることに問題があるので、以下の考証の対象から除外する。

12 右注(3)の(三)の論文は、主として漢書と後漢書を中心に、制挙に登用された人物を摘出して整理し、それら前漢における三四例と後漢における八五例を別表として付載してある。以下に例示する被察挙者の全体的な概観と個別的な詳細については、右の論文を参照。

13 漢代の官秩には、この例のように、各帝や前漢・後漢の時期による多少の変化が見られるが、以下に示す各官秩には、いうまでもなく、そのような年時上の相違について十分に考慮を払っている。

14 小稿「儒教成立史上の二三の問題——五経博士の設置と董仲舒の事蹟に関する疑義」(『史学雑誌』七六一、一九六七年)を参照。

15 漢代の地方官の実態や官職については、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』(同前)や敵耕望『中国地方行政制度史』(中央研究院歴史語言研究所、一九六一年)などの代表的な論考があるが、ここでは地方小吏の官秩をめぐる比較的新しい論文として、池田雄一「漢代における地方小吏についての一考察」(『中央大学文学部紀要』史学科一七、一九七二年)と同氏「中国古代における郡県属吏制の展開」(『中国古代史研究』四所収、雄山閣、一九七六年)の二篇を挙げておきたい。

16 「校尉」については、大庭脩「漢の中郎将・校尉と魏の率善中郎将・率善校尉」（『史泉』四二、一九七二年。のち同氏前掲書所収）を参照。

17 趙翼『廿二史劄記』卷二「賢良方正茂材直言多举现任官」を参照。